

埼玉県スポーツ科学拠点施設整備運営事業 サウンディング調査 実施結果

1. 実施期間

令和6年8月26日（月）～令和6年9月末

2. 参加事業者数

17法人

3. 実施方法

対面形式 又は WEB 会議形式

4. 主な事業者意見

① 事業範囲について

【全体】

- 「スポーツ」や「競技力向上」に目的を絞ることが望ましい。現状では、事業範囲が多岐に渡るため、コンソーシアム等の組成が困難である。
- コスト削減の観点から、一部の事業を既存施設の改修で対応することも想定される。

【必須施設：主に競技力向上のための必須施設（宿泊施設・レストラン除く）】

- 競技力向上の対象とする年齢層・ターゲットを明確化すべきである。
- スポーツ科学拠点施設で最も重要な「主に競技力向上のための必須施設」の整備及び運営費等については、予算を確保し、県主導で実施すべきである。ただし、事業者がスポーツ科学に関する独自のサービスを提案できる自由度は担保すべきである。
- スポーツ科学に関する県・埼玉県スポーツ協会との役割分担については、事業が開始した後に協議で調整していくものと考えている。ただし、現在の公募資料では抽象度が高く、県・埼玉県スポーツ協会の業務範囲が想定しづらいため、事業者で確保すべき人員・運営コストが試算しにくい。そのため、可能な限り詳細化してほしい。

【必須施設：主に競技力向上のための必須施設（宿泊施設）】

- 宿泊施設については、合宿利用・ビジネス利用のどちらを重視するかにより、サービスの提供内容が異なるため、施設の目的を明確化すべきである。なお、立地を踏まえると、ビジネス利用は想定し難いため、合宿利用に特化させることが望ましい。
- 宿泊施設は、任意施設又は合宿利用に特化した施設にすべきである。
- 既存のスポーツ総合センターを宿泊施設として活用することで、事業者のリスクを低減させることも想定される。
- 土地使用料を考えると、独立採算で宿泊施設を整備・運営することは難しい。

【必須施設：主に競技力向上のための必須施設（レストラン）】

- レストランについては、国道側に配置できないと、収益が賄えないと想定される。
- レストランについては、スポーツ科学拠点施設の事業目的に則り健康食の提供に限定する等、コンセプトを先鋭化させない限り、立地を踏まえると集客が想定し難い。

【必須施設：メインアリーナ】

- 現状のメインアリーナの整備費相当額の一部では、整備することが難しい。
- 音楽興行を実施するアリーナを整備しようとする、音響設備や建材仕様が華美なものとなり、費用が増大する可能性もある。
- 駅から遠い立地であること、東京都内・埼玉県内の5,000席規模のアリーナと競合することを踏まえると、興行利用でメインアリーナの稼働率を高めることは難しい。また、屋内スポーツの公式戦のみで年間の稼働を埋めることは困難であるため、独立採算ではメインアリーナを運営できない。
- スポーツや競技力向上をメインとした施設とするべきではないか。その上で、運営も含めて県負担としない限り、事業は実施できない。
- 興行利用は難しいが、地元企業等と連携した展示利用等も想定される。
- 5,000席規模のアリーナでは、通常の展示場に比べて展示面積を確保できないため、展示目的では主催者に選ばれない施設となる懸念がある。

【必須施設：体育館】

- 民間の負担では厳しい。必須施設にするのであれば維持管理費も含めて行政が費用を負担すべき。
- 既存の体育館があるなら、新たに作らず既存の体育館をリノベーションしてやる方が良い。
- 立地的に体育館の民設民営は難しい。

② 事業手法について

- リスク分担の見直しなど事業収支を改善する修正をすることで、現公募設置等指針の手法を変更しなくても良いのではないかな。
- 民設民営にする場合、土地使用料や固定資産税等がかかるため、Park-PFIを前提とすると収支が圧迫されることになる。
- それぞれの機能の主体が異なることを踏まえると、Park-PFIとして全体で一体の事業とするのではなく、個別に事業を切り分けることも想定される。
- Park-PFIは都心部で来場が期待できる立地でないと好ましくない。また、通常、Park-PFIでは、低層・安価な施設が一般的であるため、事業規模が合わない。
- スポーツ施設は指定管理、その他の公園部分はPark-PFIといった運営手法とし、スポーツ施設の指定管理については、指定管理期間ごとに仕様を変更しつつも、長期の指定管理を確約する建付等が良いのではないかな。
- メインアリーナが民設民営の場合、事業リスクは高く、規模が縮小しても事業参画は困難である。整備後、民所有ではなく県所有とすることが必須ではないかな。

③ 事業収支について（①②で記載されていない意見）

- 土地使用料の減免等を検討してほしい。
- 事業期間終了後、公募対象公園施設を原則撤去とすると、解体費も事業費に見込む必要がある。従って、事業期間終了後の施設の県への所有権移転を検討してほしい。
- いずれの施設も民間の独立採算は厳しいと考える。

④ 事業期間について

- 鉄筋コンクリート造のような堅牢な施設を整備すると、30年で投資回収することは困難であるが、そのような施設を整備しない場合は、各業務における雇用の発生・運営ノウハウの蓄積を加味すると、適切な事業期間と想定する。
- 特定公園の指定管理期間や事業期間は可能な限り長期が望ましい。ただし、同一事業者が継続的に事業を実施すると様々な課題も生じるため、官民相互でのモニタリングが必要と思料する。また、事業者の運営状況・収支状況を踏まえ、一定期間ごとに指定管理料や運営の仕様の見直しができることが望ましい。
- 事業期間は長期が望ましいが、売上・修繕費・維持管理コスト・物価高騰を勘案し、事業条件を見直すことができた方がよい。

⑤ リスク分担について

- 金利変動リスクについては、PFI（BTO）方式と同様、融資実行までの金利変動リスクを官側で負担する形が望ましい。また、PFI（BTO）方式と同等の物価スライド規定を盛り込んでほしい。
- 「主に競技力向上のための必須施設」における機器の陳腐化に対する補填等を事業者負担とすると、リスクを見込んで事業費が上昇するため、官負担としてほしい。
- 各施設の事業主体と、県が個別に契約等を締結するスキームとし、各事業に対する責任の所在を明確化することが望ましい。

⑥ その他

- 固定資産税の免除や、上尾市との事業期間中の広報の連携等を検討してほしい。

以上